

議案第 17 号

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)の一部改正に伴い、既存不適格建築物について省エネ改修等の大規模の修繕又は大規模の様替を行う場合における当該建築物の接道義務及び道路内建築制限が特定行政庁の認定により緩和されることとなることから、当該認定に係る審査手数料を新設するほか、所要の改正を行うためこの条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年羽曳野市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「の建築主事」を「に規定する建築主事等」に改める。

別表中 63 の項を 64 の項とし、62 の項を 63 の項とし、61 の項の次に次のように加える。

62	建築基準法施行令第 137 条の 12 第 6 項又は第 7 項の規定 による認定の申請	27,000 円
----	---	----------

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市建築基準法施行条例 新旧対照表

新	旧																											
<p>(工事監理者の選任等の届出)</p> <p>第3条 法第6条第1項(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する建築主事等の確認を受ける建築物の建築主又は工作物の築造主が、工事監理者を定め、又は変更したときは、工事監理者と共同して市長に届け出なければならない。</p> <p>第4条～第10条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～61</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>62</td> <td>建築基準法施行令第137条の12第6項又は第7項の規定による認定の申請</td> <td style="text-align: center;">27,000円</td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>64</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>附表1～附表10 省略</p>	項	区分	金額	1～61	省略		62	建築基準法施行令第137条の12第6項又は第7項の規定による認定の申請	27,000円	63	省略		64	省略		<p>(工事監理者の選任等の届出)</p> <p>第3条 法第6条第1項(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の建築主事の確認を受ける建築物の建築主又は工作物の築造主が、工事監理者を定め、又は変更したときは、工事監理者と共同して市長に届け出なければならない。</p> <p>第4条～第10条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～61</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>62</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>附表1～附表10 省略</p>	項	区分	金額	1～61	省略		62	省略		63	省略	
項	区分	金額																										
1～61	省略																											
62	建築基準法施行令第137条の12第6項又は第7項の規定による認定の申請	27,000円																										
63	省略																											
64	省略																											
項	区分	金額																										
1～61	省略																											
62	省略																											
63	省略																											